



西安の歴史的景観の保全：近代建築群を事例として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-07-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 曹, 婷 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004376

西安の歴史的景観の保全

—近代建築群を事例として—

陝西師範大学 曹 婷

西安では、新中国の成立後、50年代、80年代、90年代、総合都市計画が三回作り直された。2008年5月に、第四回目となる『西安城市总体规划（2008年-2020年）』という都市総体計画が制定された。

この都市総体計画において、「西安歴史文化名城の保全計画」は、歴史的町並み全体の保護を中心とし、旧明城全体の保護を重視すべきであるとし、旧明城内において、「一環」（城壁を指す）、「三片」（北院門地区、三学街地区、七賢庄地区を指す）、「三街」（湘子廟街、徳福巷、竹笆街を指す）、及び他の文化財、伝統民居などを保護する保全体系を形成し、城壁があるのに、古い町並みがないという現状を変えるということが明記されている。

指定されている「三片」のうち北院門地区と三学街地区は西安の代表的な歴史的町並みであり、それらの町並みの歴史的な特性や保全手法などについて今まで多くの研究が行われているが、七賢庄地区は近代的な建築群として、西安の歴史的町並みの保全計画で、初めて保全対象に指定された。今まで七賢庄は「赤色革命教育基地」として保存されてきたが、歴史的町並みの保全対象に指定されたのは、革命教育基地としてだけではなく、西安の近代的な建築群として保全することになったためと考えられる。

本稿では、歴史的町並みである七賢庄を研究対象とし、現地調査によって、その地区の形成と特性を調査し、その町並みの保存状況及び問題点を考察した上、その問題点の改善策をも提示した。

一．七賢庄地区における歴史的町並みの形成

七賢庄建築群は西安市旧明城の東北の新区に属し、北新街の東側に位置する。七賢庄建築群は1936年に建てられ、合わせて十棟あり、それぞれ1号院、2号院…10号院と呼ばれている。建築様式はほぼ同様であるが、建物の配置は多少異なっている。その建築群はレンガと木造の混合建築で、主な建物の配置は「工」型をしている。

1936年から1946年までの十年間にわたり、七賢庄の1号、3号、4号、7号は共産党の国民党統治区内の秘密連絡所、紅軍連絡所、八路軍の西安事務所として利用されていた。総面積は5068平方メートルである。

二．七賢庄の歴史的な特徴とその保全価値

1. 愛国教育・革命伝統教育の基地—革命遺跡としての価値

1959年に、七賢庄の1号院と3号院はそれぞれ八路軍西安事務所記念館、陳列室とされ、一般市民や青少年向けの愛国教育・革命伝統教育の基地となった。1979年に、葉劍英によって「八路軍西安弁事処記念館」という名前がつけられた。1988年に国務院によって、国家級重点文化財と指定された。

2004年、「八路軍西安事務所記念館」は中共中央事務庁、国務院事務庁の『2004 - 2010年全国赤色旅行發展計画概要』によって全国「赤色旅行観光地」に指定された。

八路軍西安事務所記念館は七賢庄の一番代表的な観光地の一つとして、西安および全国においても革命教育、愛国主義教育宣伝の重要な窓口と認められている。

2. 民国時期の建築群—伝統的民居としての価値

2006年に、「西安百個伝統民居」という歴史的町並み保護のプロジェクトが実施された。七賢庄は中華民国時期の西安の代表的な民居建築群として保護対象となり、2007年11月から、九ヶ月の修復工事が行われた。

3. 歴史的文化的地区—七賢庄の社会的な価値

七賢庄建築群は特別な位置にある。旧明城の東北部にあり、新城区の中心であり、革命公園はその南東にあり、南側に後宰門小学校があり、さらに南に行くと、省政府がある。省政府の中には、楊虎城の公館の旧跡などの近代的な歴史建物が残されている。東側に解放路があり、西京招待所の旧跡が残されている。

三．七賢庄保全の現状に関する調査

2007年11月から、「修旧如旧」という原則に則り、西安市政府によって、九ヶ月にわたり、七賢庄建築群の保全事業が行われ、「八路軍西安弁事処記念館」は重点的に修復され、翌年2008年8月1日に再び開館した。

七賢庄の保存実態を把握するため、筆者は2008年8月に対象地区の伝統的建造物の保存状況についての現地調査を行った。調査した結果、今回の整備事業は記念館の修復だけでなく、七賢庄建築群全体の保全についても考慮しているということが分かった。その整備の内容は以下の通りである。

一、1, 2, 3, 4号南院の建物における破損、腐朽した箇所が補修された。旧跡の展示には「八弁」に関する展示品と歴史的な写真が加わり、本来の姿が復元されている。また、七賢庄の前の道路と西側の北新街も整備された。

二、新展示品が増設され、また当時の状況を紹介する案内パネルが置かれ、ガイドによる説明も行われるようになった。

三、2007年、西安市政府は、七賢庄のすべての財産権を買い取り、2号～10号院の北院において増築された建物を取り除いた。また、8, 9, 10号院の北院が駐車場に整備され、南院が復元された。

また、筆者が2号～10号院の北院の保存状況について調べた結果、現実には楽観できるものではないということがわかった。以下、1-10号院の保存現状を具体的に述べておきたい。

1号院は一番西側に位置している。西は北新街で、北は西七街である。1号院の北院は「八弁展覧館」として一番よく保存されている。西七街に面した北側の門房だけは売店とされており、他の部分は修復され、よく保存されている。

2号院は長方形であり、門房と正房がある。正房の構造は1号院の正房とほとんど同じで、配置は「工」型をしているし、地下室も付いている。門房の壁は割合によく保存されているが、その表面が壊れている。窓は建て直されたため、今は殆ど取り除かれた。

3号院は門房だけが残されている。外地の人がしばらく門房の東側の部屋に住んでいる。正房、東西側の廂房は取り除かれ、空き地になっている。

4号院も門房が残されている。屋根を除いて、門房の配置と壁はよく改築され、ほとんど赤いレンガとセメントとなっている。4号院にはまだ一つの正房と東西側の廂房が残っており、窓と門はだいぶ建て直されたため、殆ど取り除かれた。

5号院には門房、東西廂房、正房と後房が残されている。門房は人為的に建て直され、6号院と共に共通の大門を使っている。正房は規則的な形ではなく、西側の部屋が一間だけ残っている。後房は6号院と繋がっている。

6号院は門房、西側の廂房と正房がそれぞれ残され、一番南側は5号院と繋がっている後房である。東側の廂房は増築時すでに壊された。

7号院は空き地として保存されている。90年代にそこに建てられた4階建てのホテル

は取り除かれた。8 - 10号院はすべて取り除かれ、駐車場として使われている。

四．整備事業の問題点と改善

今回の調査によると、西安の歴史的町並みに対する保全意識や保全手法は以前とくらべると非常に進歩したと思われるが、しかしいくつかの問題も存在しているといわざるを得ない。

まず、今回の保全事業では、北院の増築部分を取り壊した際、伝統建築の保護をもっと慎重に取り扱わなければならなかった。歴史的な建物は取り壊されると復元しがたい。よって、今回取り壊した時には、3、8、9号の北院をすべて取り除くことは考え直されるべきであった。整備以前の資料によると、3、8、9号院は確かによく増築されたためすでに壊された。ところが、歴史的な建物の価値及びその現実性は建物の真実性によって示されている。歴史的な建物は歴史の経験者であり、西安という都の特色ある目印でもある。よって、取り壊しと改築の時、もっと元の建物を大事に保全し、このように取り返しのつかない破壊行動を避けるべきである。

次に、8、9、10号の南院の復元は、元の建物を保護し、建物の歴史的調査を踏まえて修復するという原則に基づき行うべきである。今までのようにすべて取り壊し、「倣古建築」をつくるというやりかたは避けるべきである。この場合、中国より進んだ日本の保全理念と整備手法は参考になるところが多いであろう。日本では、歴史的な町並みを保護・修復する前に、歴史学、地理学などの細かい現地調査、真の民意調査と豊かな建築史整理が非常に重要視されている。これを踏まえて、その地域の伝統的な建物の本来の姿あるいは修復基準を作る。実際に町を保全するとき、その地域の建築は保護価値が高い伝統的な建物を参考に、できるだけ元の姿を復元するように修復される。壊された建物でも、最初にまとめられた伝統的な建物の修復基準によって周りの建物と調和するように修復される。

具体的修復手法として、できるだけ歴史的な建物の元の様子を大事にしなければならないと考えられている。日本では、歴史的な町並みを修復する際に、腐朽して変えなければならない箇所について、住民も観光客も修復された箇所と残された箇所をはっきりと分かるようにする。窓枠、壁、道の整備もできるだけ元の姿のように復元する。このような修復手法を実際に行うのは確かに難しいが、そのような手法による修復事業が進められている。七賢庄保全事業を行う際、日本のこのような修復手法を取り入れる必要があるだろう。

また、1号院の修復にも色々な問題が存在しているのは否めない。たとえば、建造物を修復する際、細部のデザインを重視せず、保存手法が不適切な面が見られる。今回の修復事業では、建造物の元のデザイン、伝統的な建築技術、さらに建造物の機能などは十分に考慮されていないため、外観の様式などが周辺の建物と調和してもどこかそぐわない感じが残っている。前に述べたように、建物の個性に十分に配慮し、少しずつ手を加えながら、丁寧に、より良い古い建造物を復元しようという強い意欲がなければ、安易な修景、修理は、まがい物をつくったり、その町並みの特性にそぐわないものを建てたりして、かえって混乱を招くおそれがある。

七賢庄は特別な歴史地位を占めているので、保護する時、保護価値、教育価値、建築価値、地区経済価値などの多方面の価値を大事にしなければならないであろう。

参考文献

1. 周生玉・张铭洽，《长安史话 明国分册》，陕西旅游出版社，1991年。
2. 中国陕西省委党史研究室・八路军西安办事处纪念馆编，《看日战争时期的八办》，陕西人民出版社，1995年。
3. 西安市地方志编纂委员会，《西安市志 第一卷・总类》，西安出版社，1996年。
4. 西安市新城区志编纂委员会，《陕西地方志丛书 新城区志》，三秦出版社，2000年。
5. 刘彤璧编，《西安七贤庄》，陕西人民出版社，2002年。
6. 西山卯三 監修（1981）『歴史的町並み事典』，柏書房。
7. 陣内秀信（1999）「新世紀に踏み出すまちなみ」（全国町並み保存連盟『新・町並み時代まちづくりへの提案』，学芸出版社）。
8. 村上詔一・亀井伸雄・苅谷勇雅・江面嗣人編『日本の町並み調査報告書集成 第9巻 近畿地方の町並み〈1〉』東洋書林，2003。